

主税局都民の声窓口寄せられた都民の声(平成29年11月分)

◆受付件数と区分

(単位:件)

提言	意見	苦情	要望	相談	問合せ	その他	合計
-	58	3	-	1,924	-	1	1,986

※上記区分の定義

提言 : 施策の未実施や不十分さ等について、新たな施策の実施や既存の施策の改善策を具体的に提示し、その実施を求めるもの。

意見 : 施策や職員の行為についての激励・感謝・評論・感想等で、一般的な都政や知事発言等に対する賛否や批判を含むもの。

苦情 : 施策の実施または未実施等に伴う被害等の不都合や職員の対応への不満を申し立てるもの。また、その是正、補償、陳謝等の救済を求めるもの。

要望 : 施策の未実施や不十分さ等について改善を求めるもので、改善の方法等について言及されていないか、あるいは抽象的なもの。

相談 : 困りごとについて判断の指針や助言、またはそのために必要な情報や対話を通じて求めるもの。

問合せ : 施設の所在地、事務所の所管部署、施策の内容や手続など知りたい点を明示して尋ねるもの。

その他 : 都政運営とは直接関係のない事象に関する苦情・要望・提言・意見で、趣旨等不明の訴え等を含むもの。

※件数には、一般的な税務相談の件数も含まれています。

※主税局においては、「提言」「意見」「要望」の区別が困難であるため、「意見」に集約しております。同様に、「相談」「問合せ」については、「相談」に集約しております。

◆寄せられた都民の声と都の対応事例(平成29年11月分)

▶(都民の声)納税通知書の送付先について

固定資産税・都市計画税(土地・家屋)の納税通知書の送付先を変更したい。どのような手続が必要か。

(回答)固定資産税・都市計画税(土地・家屋)の納税通知書は、原則として、不動産登記簿上の所有者の方の住所に送付します。住所変更の登記を行っていない場合は、「固定資産税・都市計画税納税通知書送付先変更届」を提出してください(住民票の変更手続のみでは送付先は変更されません)。毎年6月にお送りする納税通知書にも専用ハガキを同封しているほか、主税局ホームページにも送付先変更届を掲載しています。また、平成29年11月からは、インターネットでの手続(電子申請)も可能となりました。

▶(都民の声)法人異動届出書の添付書類について

事務所を移転した際に添付書類として提出する登記事項証明書はコピーでも良いか。

(回答)事務所の廃止又は変更を行った際には、その日から10日以内に、異動届出書を所管の都税事務所(都税支所)・支庁に提出していただくことになっています。その際、異動事実が確認できる書類として、登記事項証明書(履歴事項全部証明書)のご提出をお願いしていますが、東京都にご提出いただく場合は、写し(コピー)で構いません。ご協力をお願いいたします。

▶(都民の声)徴収課職員の対応について

納税証明申請書をとりにきました。ていねいで親切で対応がとてもよかったです。ありがとうございます。皆さん感じがよかったです。